令和8年度 伊賀市地域活動支援事業補助金

<課題発見支援>

申請の手引き

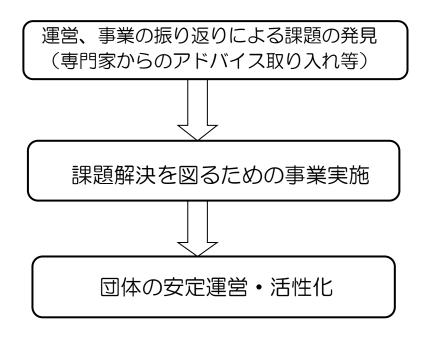
伊賀市

## 1 課題発見支援の目的

団体が設立目標を継続して達成していくためには、毎年の活動を繰り返し実行するだけではなく常に団体が自ら現状を分析し、課題を改善していくことが安定運営や活性化につながります。

そこで、団体がこれまでの運営や行ってきた事業を振り返り、専門家等のアドバイスを取り入れる等により、団体が抱える課題を発見し、その解決を図るための事業を支援します。

## 2 募集する事業 (課題発見支援の仕組み)



## 3 事業内容について

市民等が自主的に不特定かつ多数の者の公益の増進に寄与することを目的に行う活動であって、以下のいずれにも該当しない事業が対象となります。

- 営利を目的とする活動(営利とは、利益を構成員で分配することを意味します。)
- 宗教又は政治活動を目的とする活動
- 反社会的な活動
- 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の助成を受けている事業
- 既に同一内容の事業で3回本補助金の交付を受けたことがある事業

## 4 対象団体

市民公益活動を行う団体であり、以下の要件をすべて備えている必要があります。 なお、法人格の有無は問いません。

- 市内に在住し、在学し、又は在勤する5人以上の者で構成されていること。
- 活動拠点が市内にあること又は、その活動が主に市内で行われること。
- 定款、規則、会則等を有していること。
- 年間を通して活動し、事業に係る収支が明らかであること。
- 政治活動、宗教活動又は公益を害する活動を目的としないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団 又はその構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者 の統制下にある団体でないこと。
- 住民自治協議会や自治会、区でないこと。(自治組織に関する規則(平成 23 年伊 賀市規則第 36 号)第2条に定められた団体でないこと。)

### 5 補助率及び補助金額

門沿部	課題発見支援
	団体が自らのこれまでの事業を振り返り、専門
	家からアドバイスを受け、団体や地域が抱える
	課題を発見し、その解決を図る事業
補助率	1/2
補助限度額	30万円以内

# 6 対象となる経費

対象となる経費は、団体が行う補助事業の実施にかかる経費とします。 対象費目、主な経費の種類は次のとおりです。

項目	補助対象経費
共済費、賃金	スタッフ賃金等
報償費	講師・有識者への謝金、謝礼等で実施団体の構成員以外の者に支払う 経費
旅費	調査、講師・有識者等の旅費
需用費	消耗品費(各種材料費、食材費、資料代等)、燃料費(ガス代、ガソリン代等)、光熱水費(電気代、水道代等)、印刷製本費(写真代、ポスター、チラシ、横断幕製作費等)、修繕費
役務費	通信費(切手代、宅配料金、電話代等)、通訳料、保険料、筆耕料
委託料	実施団体の構成員以外の者に支払う経費
使用料 賃借料	会場、会議室、バスの借上料、コピー使用料、施設入場料
備品購入費	3年間以上その形状を変えることなく使用できるものの購入経費で、 その購入総額は 10万円以内に限る。ただし、市長が特に必要かつ適 正と認めるものはこの限りでない。
負担金	負担金及び研修参加費(飲食費を除く)

## 7 事業期間

令和8年4月1日~令和9年3月31日

## 8 事業実施までの流れ

#### ①事業申請

申請する団体は次の書類を添えて、期限までに提出してください。

#### ◆ 提出書類 ◆

- (1) 伊賀市地域活動支援事業審査申込書(様式第1号)
- (2) 補助事業に係る事業計画書(様式第2号)
- (3) 補助事業に係る収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体定款・規約・会則等
- (5) 団体の前年度(令和6年度)の実績報告書及び収支決算書 (申請年度に設立した団体は除く)



どのような専門家にアドバイスいただくのか団体の中でよく検討、 協議をしてください。

また、住民自治推進課でこれまで実施してきた研修等を参考に専門家を紹介しますが、専門家との交渉等は団体に行っていただきます。

#### ②審查(公開審查会)

対象事業については、審査会において審査し、その結果をもとに市長が決定します。 審査は、提出いただいた書類と、公開プレゼンテーションで説明していただいた内容も とに審査基準により審査します。

#### 【課題発見支援審查基準】

1	緊急性、重要性	団体が抱える緊急性、重要性が高い課題を具体的に把握しているか
2	持続可能性	発見した課題等を解決すべく継続的に取り組むことができるか
3	実現可能性	事業内容、予算規模、実施体制等が実現可能か
4	成果の具体性	事業実施により期待できる成果が具体的で、結果的に社会の利益に つながるか
5	発展性、波及性	広く市民に支持され発展する可能性があり、他に波及的効果を及ぼ すか

#### ③公開審査会の結果及び通知

公開審査会の結果は審査会終了後、会場で発表します。申請団体には審査決定通知書を送付します。

※採択団体は、4月1日以降に補助金交付申請を提出いただきその後、補助金交付決定通知書を交付します。



事業実施にあたっての各種事務手続きが必要です。 詳しくは、「事業実施に至る流れ及びスケジュール」 をご覧ください。

#### ④事業の実施

事務手続きを経て、事業の実施となります。

必要に応じて住民自治推進課と協議をしながら事業を実施してください。

なお、事業に伴う領収書等の会計関係書類は実績報告の際に必要となりますので、必ず保管してください。

### ◆ 提出書類 ◆

- 交付申請書(様式第5号)
- ・事業計画書(様式第2号)※審査時に提出したものと同様のもの
- ・収支予算書(様式第3号)※審査時に提出したものと同様のもの

#### ⑤事業実績報告

事業終了次第、次の書類を提出してください。

#### ◆ 提出書類 ◆

- 実績報告書(様式第6号)
- 交付決定通知書の写し
- 成果報告書(様式第7号)
- 収支決算書(様式第8号)
- 自己評価報告書(様式第9号)
- 口座振込依頼書
- ・収入および支出の内訳がわかる領収書等の書類の写し
- ・活動の実施状況がわかる写真、資料等(事業パンフレット、活動写真、新聞記事等)

### 6確定通知、補助金等交付

上記⑤の提出書類について内容を審査し補助金額確定後、補助金を交付します。

※事前に補助金の交付が必要な場合は、概算払いの申請ができます。

概算払申請書(様式第11号)に口座振込依頼書を添えて提出してください。

## 9 書類の提出方法

(1)募集期間

令和7年11月1日(土)~12月26日(金)

(2)提出先

伊賀市地域連携部 住民自治推進課

※開庁日の午前8時30分~午後5時15分まで

お願い 資料に不備がある場合、受付できない場合があります。 早めのご準備(ご相談等)をお願いします。

## ◆事業実施に至る流れ及びスケジュール◆

月 日	事務の流れおよび必要書類			
	<ul><li>審查申込書(様式第1号)</li></ul>			
	・補助事業に係る事業計画書(様式第2号)			
令和7年11月 1日~	・補助事業に係る収支予算書(様式第3号)			
12月26日	・団体の定款、規約、会則等			
	・団体の前年度(令和6年度)の実績報告書及び収支決算書			
	(申請年度に設立した団体は除く)			
	【公開審査会】			
令和8年3月上旬~中旬	(プレゼンテーション)			
3月下旬	【 <b>審査決定通知</b> 】※市から送付			
3710				
	【補助金交付申請】 森林中請求 (様式等 5 号)			
4月上旬~	<ul><li>交付申請書(様式第5号)</li><li>東本記事業(様式第5号)</li></ul>			
	• 事業計画書(様式第2号)			
	• 収支予算書(様式第3号)			
補助金交付決定後 	【補助金交付決定通知】※市から送付			
	【事業着手後】			
交付決定通知日以降	• 事業着手届(様式第6号)			
	※概算払い可			
	【事業実績報告】			
	• 実績報告書(様式第6号)			
	• 成果報告書(様式第7号)			
	• 収支決算書(様式第8号)			
事業終了後30日以内もしくは3月31日のいずれか早い日	• 自己評価報告書(様式第9号)			
	• 交付決定通知書の写し			
	・活動状況がわかる資料			
	<ul><li>支払い内容がわかる書類(領収書等)</li></ul>			
	• 口座振込依頼書			
補助金額の確定後	【補助金確定通知】※市から送付			

# ◇ 提出先・問い合わせ ◇

伊賀市地域連携部 住民自治推進課 TEL 0595-22-9639 FAX 0595-22-9694 Eメール chiikidukuri@city.iga.lg.jp



伊賀市HP



伊賀市市民活動 支援センターHP